

令和2年度更生保護法人清心寮事業計画

1 経営に関する事項

- (1) 更生保護事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体を始め関係機関・団体との連携を密にし、その理解と協力を得ることに努める。
- (2) 健全な事業運営に資するため、引き続き経営基盤の強化に取り組む。
- (3) 地域社会の理解と協力を得るため、地域との交流、地域への貢献活動及び広報活動を推進する。
- (4) 施設、設備の適切な維持管理及び処遇体制の充実等に資するための改善に努める。

2 継続保護事業に関する事項

- (1) 保護観察所や矯正施設と連携して、被保護者の適切な選択及び積極的な受入れを行う。
- (2) 高齢者及び障害者などを受入れて生活自立機能の回復支援に努めるとともに、地域生活定着支援センターや関係機関・団体と連携して円滑な社会生活移行の支援及び調整を図る。
- (3) 施設内の秩序を維持し、犯罪・非行等の問題行動を未然に防止するため、施設の適正な管理運営に努める。
- (4) 保護司組織・更生保護女性会等更生保護諸団体と一層緊密に連携するとともに、地域社会の諸団体が行う関連事業に積極的に参加する。
- (5) 被保護者に対する処遇活動の充実を図るため、職員の個別担当制を十分に機能させるとともに、SST等による処遇プログラムの充実に努める。
- (6) 就労の確保と安定を図るため、ハローワーク・就労支援事業者機構等との連携を一層緊密にするとともに、就職情報の収集及び活用や協力雇用主など社会資源の開発に努める。
- (7) 被保護者の心情及び行状の安定を図り、更生意欲を助長するため、被保護者を主体とした文化活動を積極的に推進する。
- (8) 保護観察対象者及び更生緊急保護対象者等の社会復帰支援を一層円滑に進めるため「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」との緊密な

連携を図る。

3 一時保護事業に関する事項

- (1) 被保護者が退寮した後の自立の継続を支援するための生活相談等を積極的に実施する。
- (2) 退寮者等の薬物依存からの回復に資するため、保護観察所等と連携して必要な支援を実施する。

4 休眠預金を活用した地域連携による再犯防止事業に関する事項

休眠預金を活用した事業助成を受けて、埼玉県就労支援事業者機構、埼玉県BBS連盟等との地域連携による複合的再犯防止事業を推進する。

5 研修と研究に関する事項

更生保護施設の経営及び被保護者の処遇の充実に資するため、更生保護施設職員の研修体系モデルに従い、更生保護施設に関する処遇関連教材等を使用した職場内研修を定期的に継続して実施するほか、部外で開催される関連研修、研究会等へ積極的に参加する。